

議員提出議案第 3 号 提案理由説明書

労働時間法制に関する意見書の提出について

令和 8 年 1 0 月 8 日（木）

ただいま議題となりました、議員提出議案第３号につきまして、提出者を代表して、私から内容の説明を申し上げます。

お手元の資料 2 1 の 1 ページをお開きください。

議員提出議案第３号、

労働時間法制に関する意見書の提出につきましては、地方自治法第 1 1 2 条及び御殿場市議会 会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、

私、田代 耕一ほか、

あ く ね しんいち ながいせいいち せりざわかつのり
阿久根真一、 永井誠一、 芹澤勝徳、

こばやしまさみ よこやまだい いけやせいいち
小林昌美、 横山大、 池谷晴一、

すがぬまよしのり たかむらよしあき かわかみひでのり
菅沼芳徳、 高村芳章、 川上秀範、

なかしまひろあき こばやし え み こ かつまたひろふみ
中島宏明、 小林恵美子、 勝間田博文、

かつまたまさと はやしよしひろ じんのよしたか
勝又正人、 林 義浩、 神野義孝、

かつまたみきや
勝間田幹也から議長に提出するものです。

なお、２ページの意見書の朗読をもって、内容説明とさせていただきますので、御了承願います。

２０１９年４月から働き方改革関連法が順次施行され、長時間労働に依存した企業や職場風土の見直しが進められてきた。

一方、少子高齢化に伴う人手不足や産業構造の変化が進む中、現行制度の下で多様な働き方の選択肢を広げ、生産性の向上と地域経済の持続性を確保していくことも重要な課題となっている。

しかしながら今般、閣議決定された日本成長戦略では、労働時間法制の見直しが検討されており、生産年齢人口の

減少など労働供給制約下において労働生産性の向上は不可避であるものの、その具体策に目を向けると裁量労働制の見直しや変形労働時間制の検討など、長時間労働につながりかねない流れとなり、これまでの公労使議論を踏まえたものから方向が変わりつつあると懸念される。

また、厚生労働省の統計では一般労働者の労働時間は約2,000時間で高止まりとなっており、脳・心臓疾患に係る労災請求件数は過去最多となるなど「働き過ぎを防ぐことで働く者の健康を守り、多様なワークライフバランスを実現する」という働き方改革本来の姿が形骸化している恐れがある。

日本経済をさらに成長させるためには、公労使が一体となった労働生産性の向上が不可欠であることは議論するまでもなく、今後の労働時間法制に関する検討においては、働き方改革関連法導入当時の公労使合意を尊重し、労働時間短縮による労働者の健康保持と生産性向上を両輪で進めるための制度改正となるよう下記のとおり強く要望する。

記

- 1 労働政策の決定においては公労使の三者による合意形成を尊重すること。
- 2 重大・悪質な労働基準法違反に対する労働基準監督署の厳格な指導監督を維持すべきこと。

- 3 長時間労働につながりかねない裁量労働制対象業務の拡大や変形労働時間制の要件などの見直しについては、企業の人手不足の実情や働く人が選択できる柔軟な就労条件の整備を踏まえ慎重に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年10月8日

御殿場市議会

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

財務大臣 様

厚生労働大臣 様

経済財政政策担当大臣 様

以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。